岩手県教育委員会許認可等標準処理日数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成 21 年 3 月 31 日

岩手県教育委員会

委員長 箱 崎 安 弘

岩手県教育委員会許認可等標準処理日数規程の一部を改正する訓令

岩手県	具教育委員会許認 7	可等標準処理	11日数	效規程	(平成6年	F岩手	県教	育委員	員会訓令第 15 号)	の一部を次	のよ	うに	:改ī	Eする。	
改正前						改正後									
別表(	第2条関係)						另	リ表(タ	第2条関係)						
	許認可等	等標準処理日	数一	一覧表					許認可	等標準処理日	数一	-覧:	表		
			標								標				
			準	経							準	経			
区分	事務の名称	法令	処	由経	主管課	処		区分	事務の名称	法令	処	由	経	主管課	処
区为	事務の石が	石 7	理	機由	等	理		区为	事務の名称	(左 7)	理	機	由	等	理
			日	関日		日					日	関	日		日
			数	数		数					数		数		数
[#	各]				1			[]	格]	•					
教育	[略]							教育	[略]						
行政	2 教育財産の使	[略]			教育機	[略]		行政	2 教育財産の使	[略]				教育機	[略]
組織	用許可(青少年				関(青			組織	用許可(青少年					関(青	
通則	の家及び野外活				少年の			通則	の家及び野外活	i l				少年の	
	動センターを除				家及び				動センターを除	ŧ				家及び	
	く教育機関 <u>並び</u>				野外活				く教育機関の分					野外活	
	に盛岡教育事務				動セン				掌する教育財産					動セン	
	<u>所</u> の分掌する教				ターを				に係るものであ	)				ターを	
	育財産に係るも				除く。)				って、重要かつ					除く。)	
	のであって、重				及び盛				異例に属するも						
	要かつ異例に属				岡教育				のを除く。)						
	するものを除く				事務所										
	。)														
[用	各]	•						[#	格]	•				•	
教職	1 教育職員の免	[略]	<u>25</u>	[略	]	<u>25</u>		教職	1 教育職員の免	[略]	20		[略]		<u>20</u>
員	許状の授与(普							員	許状の授与(普	1					
	通)								通)						
	2 教育職員の免	教育職員免	<u>30</u>	[略	]	30			2 教育職員の免	教育職員免	<u>20</u>		[略]		<u>20</u>
	許状の授与(特	許法 <u>第5条</u>							許状の授与(特	許法 <u>第5条</u>					
	別)	第2項							別)	第3項					
	3 教育職員の免	教育職員免	<u>25</u>	[略	]	<u>25</u>			3 教育職員の免	教育職員免	<u>20</u>		[略]		<u>20</u>
	許状の授与(臨	許法 <u>第5条</u>							許状の授与(臨	許法 <u>第5条</u>					
	時)	第5項							時)	第6項					
	4 特別支援学校	[略]	<u>25</u>	[略	]	<u>25</u>			4 特別支援学校	[略]	<u>20</u>		[略]		<u>20</u>
	の教員の免許状								の教員の免許状						
	への新教育領域								への新教育領域	ì					
	の追加								の追加						
									5 教育職員の免	教育職員免	20			教職員	<u>20</u>
									許状の有効期間	許法第9条				課	

	<u>5</u> 教育職員の免	[略]	<u>25</u>	[略]	<u>25</u>
	許状の書換・再 交付				
	6 教員資格認定 試験合格者に対 する普通免許状	[略]	<u>25</u>	[略]	<u>25</u>
	の授与				
	<u>7</u> [略]	[略]			
	8 免許外教科担 任の許可(市町 村立学校職員に 係るものに限	[略]			
	あ。) る。)				
社会	[略]				
社会育体	[略]				

備考1~4 [略]

	<u>の更新</u>	の2第1項				
	6 教育職員の免	教育職員免	<u>20</u>		教職員	<u>20</u>
	許状の有効期間	許法第9条			課	
	<u>の延長</u>	の2第5項				
	7 教育職員の免	[略]	<u>20</u>	[略]		<u>20</u>
	許状の書換・再					
	交付					
	8 教員資格認定	[略]	<u>20</u>	[略]		<u>20</u>
	試験合格者に対					
	する普通免許状					
	の授与					
	9 [略]	[略]				
	10 免許外教科担	[略]				
	任の許可(市町					
	村立学校職員に					
	係るものに限					
	る。)					
	11 旧免許状所持	教育職員免	<u>20</u>		教職員	<u>20</u>
	者の免許状更新	許法及び教			課	
	講習の修了確認	育公務員特				
	(修了確認期限	例法の一部				
	を経過した者に	を改正する				
	対する確認を含	法律(平成				
	<u>t.)</u>	19年法律第				
		<u>98号)附則</u>				
		第2条第2				
		<u>項</u>				
	12 旧免許状所持	教育職員免	<u>20</u>		教職員	<u>20</u>
	現職教員の免許	許法及び教			課	
	<u>状更新講習の修</u>	育公務員特				
	了確認期限の延	例法の一部				
	<u>期</u>	を改正する				
		法律附則第				
		2条第4項				
	13 旧免許状所持	教育職員免	<u>20</u>		教職員	<u>20</u>
	現職教員の免許	許法及び教			課	
	<u>状更新講習の免</u>	育公務員特				
	除の認定	例法の一部				
	Ī.	を改正する				
						ı
		法律附則第				
		法律附則第				
坛	[贈各]	法律附則第 2条第5項				
上会 対育	[照各]	法律附則第 2条第5項				
	[ 四各 ]	法律附則第 2条第5項				

備考1~4 [略]

5 「旧免許状所持者」とは教育職員免許法及び教育公務員特 例法の一部を改正する法律附則第2条第1項に規定する旧免

許状所持者をいい、「旧免許状所持現職教員」とは同条第2 項に規定する旧免許状所持現職教員をいう。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。